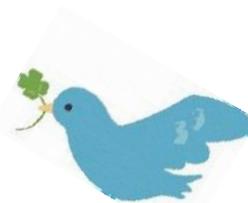


第3期 松阪市地域福祉（活動）計画

平成30年度～2022年度（平成34年度）



松阪市

松阪市社会福祉協議会

第3期松阪市地域福祉（活動）計画で目指す 「地域共生社会」の実現にむかって



このたびの地域福祉計画の基本理念は「地域の絆と支援の輪で暮らしを支える安心のまち」としました。

学識経験者と地域や各団体等でご活躍されている皆さままで構成された松阪市地域福祉計画策定委員会では、「地域共生社会」の実現にむかって、日々の地域活動の実践を重ねる中で課題と解決のための住民・行政・関係団体等の役割や支援体制を議論いただき、「我が事・丸ごと」を盛り込んだ、第3期地域福祉（活動）計画の策定をしていただきました。

心より感謝を申し上げます。

平成20年度の第1期地域福祉計画は、全地域での地区懇談会が実施されるとともに、100人委員会において、地域住民一人ひとりの生活福祉課題を確認しながら議論し、そして「松阪市地域福祉計画編集委員会」で計画原案をまとめ策定されました。

平成25年度、第2期計画は「第1期計画をより実践するためのプランを策定する」との方針を決定し、全地域で取り組む重点推進項目を掲げて、実践を重視した内容となりました。

このたびの第3期計画策定にあたっては、平成28年7月厚生労働省に「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」が設置され、介護保険法や社会福祉法等の一部改正のもと、地域福祉計画を福祉分野の上位計画と位置づけるとともに、地域づくりと支援体制づくりの構築が求められたことに基づき策定を行いました。

地域共生社会の実現にむかって、各地域の皆さまが様々なかたちで、今回、議論いただいたことを踏まえて、地域生活課題を「我が事」と捉え解決に取り組める住民主体の地域づくり（環境整備）と、制度のはざまや複合・複雑化する課題の解決のため、地域と行政・専門職等が連携して支援する「丸ごと」の体制づくりを目指していきます。

そして、地域福祉の実践的な活動は松阪市社会福祉協議会を活動の中核とするも、基本目標の実現に向けた取り組みは松阪市と同社協が協働して推進するため、名称を「松阪市地域福祉（活動）計画」とした一体型の計画として策定いたしました。

市民の皆さまが“このまちに住んで良かった”、市外の人にも“住んでみたい”と思われるまちを目指していきます。

平成30年3月

松阪市長 竹上真人

あたたかなつながりを実感できる 暮らしを目指して



松阪市社会福祉協議会は、これまで地域固有の生活課題の解決や身近な地域における支え合いを実現するため、おおむね小学校区である 43 地区ごとの「松阪市小地域福祉活動計画」を策定してきました。地域の皆さまには、特色ある福祉活動を展開していただき、感謝申し上げます。

近年、地域福祉に関する動向が大きく変化する中、松阪市においても少子高齢化や一人暮らし世帯の増加を背景に、集落運営の担い手不足、買い物や通院困難等、あらゆる世代の暮らしに関する困りごとが多様化、複雑化しています。

平成 21 年 3 月に策定された小地域福祉活動計画から 9 年が経過し、市内では住民協議会の設立や、各地区に「地域計画」が策定されるなど、地域における活動が様々に変化してきました。

このたび策定された第 3 期松阪市地域福祉(活動)計画では、これまでの小地域福祉活動計画を見直し、近年の地域福祉に関する施策や動向、生活課題を踏まえ、住民の主体的な地域づくりがより充実して展開できるよう「人づくり」「場づくり」「ネットワークづくり」の 3 つの重点項目に取り組むことを活動計画の柱としています。

助けてと言えるご近所づきあい、誰もが役割と出番のある身近な居場所、困ったときはお互いさまと話しあえる仲間づくり等、誰もが安心して暮らせるまちづくりを実現していくには、これまで以上に多くの人々の参加と協働が欠かせません。本活動計画を策定するにあたり、地域福祉計画との一体型として松阪市と協働で策定されたことは、相互連携を図るうえで大きな意味があります。

今後、本計画に基づき、住民・専門職・行政がともに手を携え、力を合わせていく過程で、私たち社会福祉協議会としての専門性を発揮することが求められています。「地域の絆と支援の輪で暮らしを支える安心のまち」に向け、地域福祉をより推進してまいりますので、一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 30 年 3 月

社会福祉法人松阪市社会福祉協議会 会長 田上勝典



第1部 国の施策等の変化「我が事・丸ごと」共生社会に向けて.....	- 5 -
第1章 「我が事・丸ごと」地域共生社会.....	- 6 -
第2部 第3期松阪市地域福祉計画.....	- 8 -
第1章 これまでの松阪市地域福祉計画の評価と課題.....	- 9 -
第1節 第1期地域福祉計画策定までの経過とその後の進捗.....	- 9 -
第2節 第2期計画（松阪市地域福祉計画実践プラン）の策定.....	- 10 -
第3節 実践プランの評価と課題.....	- 11 -
第4節 第3期松阪市地域福祉計画の方向性.....	- 11 -
第5節 第3期松阪市地域福祉（活動）計画の期間.....	- 13 -
第2章 実践プランの進捗状況と地域の課題.....	- 14 -
第1節 実践プランの進捗状況.....	- 14 -
第3章 松阪市地域福祉計画の基本理念と体系.....	- 20 -
第1節 これまでの計画の基本理念を継承する部分.....	- 20 -
第2節 第3期計画の基本理念と目標.....	- 20 -
第3節 地域共生社会の実現を目指して.....	- 22 -
第4節 第3期松阪市地域福祉（活動）計画体系図.....	- 23 -
第4章 基本目標① 「住民の主体的な地域づくり」の推進体制.....	- 25 -
第1節 地域の絆（住民協議会を中核とした住民の主体的な地域づくり）.....	- 25 -
第2節 各地域の地域福祉活動を支援する体制.....	- 26 -



第5章 基本目標② 「包括的な相談支援の体制づくり」の推進.....	- 30 -
第1節 包括的な支援が求められる背景（支援の輪）.....	- 30 -
第2節 （仮称）相談支援包括化推進員の配置.....	- 30 -
第3節 専門職間の連携強化.....	- 32 -
第3部 松阪市地域福祉活動計画.....	- 34 -
第1章 地域福祉活動計画.....	- 35 -
第1節 地域福祉活動計画の体系.....	- 35 -
第2節 アクションプラン①.....	- 36 -
1. 地域福祉教育の推進.....	- 37 -
2. 福祉活動の担い手づくり.....	- 38 -
3. 助け合いネットワークの強化.....	- 39 -
第3節 アクションプラン②.....	- 40 -
1. 地域に根ざした居場所づくり事業の展開.....	- 41 -
2. 社会参加のための場づくり.....	- 42 -
3. 新たな住民層の参加拡大.....	- 43 -
第4節 アクションプラン③.....	- 44 -
1. 地域の財源を確保するしくみづくり.....	- 45 -
2. 多様なニーズに対応するネットワークづくり.....	- 46 -
第2章 活動計画の進行管理・評価.....	- 47 -
第1節 進行管理・評価について.....	- 47 -
松阪市地域福祉計画策定委員会名簿.....	- 49 -
用語解説.....	- 50 -





第 1 部

国の施策等の変化

「我が事・丸ごと」共生社会に向けて



「我が事・丸ごと」地域共生社会

- 厚生労働省は、平成 27 年 9 月に発表された「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現—新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン—」（以下、「提供ビジョン」という。）において、分野ごとの専門サービスの機能強化を図りつつ、「高齢者、障がい者、児童、生活困窮者といった別なく、地域に暮らす住民誰もがその人の状況に合った支援が受けられる」新しい地域包括支援体制を構築すると提起しました。
- 同時に、提供ビジョンでは、様々な困難を抱えた人々の問題は、行政や専門職だけで解決できず、それを受けとめる地域づくりが必要であるという観点から、あらゆるニーズを行政が解決するのではなく、住民を含む多様な主体の参加に基づく「支え合い」と協働することで、共生社会を創造していくとしています。
- つまり、「新しい地域包括支援体制」は、あらゆることを行政が受けとめ、解決する体制ではなく、地域との協働によって成り立つ体制であり、こうした「支え合い」という横糸がなければ、「誰もが支え、支えられるという共生社会」は実現できないということです。
- この「支え合い」と「新しい地域包括支援体制」の協働による共生社会の構築というビジョンは、平成 28 年 7 月には閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」に「地域共生社会の実現」として盛り込まれ、厚生労働省内に「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」が設置されることになりました。提供ビジョンにおける「支え合い」が「我が事」に、「地域包括支援体制」が「丸ごと」に対応しており、この両者の協働によって地域共生社会を実現することが今後の基本方針として明確化されたといえます。さらに、今後のすすめ方については、「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会」が設置され、平成 28 年 12 月には「中間とりまとめ」が公表されました。
- この「中間とりまとめ」の内容を踏まえて、平成 29 年 5 月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が可決、成立し、平成 30 年 4 月から改正社会福祉法が施行されることになりました。改正社会福祉法は、いわゆる「『我が事・丸ごと』地域共生社会」を実現するために必要な改正を行ったものといえます。

- このうち、市町村の役割については、社会福祉法第6条に第2項【(*) =下段参照】が新設され、地域住民等が生活課題を把握し、関係機関と連携して解決していくことを促進する施策に努めることとして追加するとともに、同じく新設された同法第106条の3(*)では、包括的な支援体制の整備に努めることが規定されました。
- 包括的な支援体制の整備は、3項から構成されており、要約しますと、①住民の主体的な活動を活発にするための環境整備、②地域住民によるニーズの発見並びに専門職と連携した支援体制の整備、③相談支援機関同士の連携の体制整備がその内容となります。つまり、住民が「我が事」として地域課題の解決に主体的に取り組む環境を整備し、一定の圏域においてこうした活動を支援しつつ、住民が発見した課題を受けとめ、ともに解決していく専門職による支援体制、さらには市町村域全体で、圏域で解決できない課題を専門職同士の連携によって受けとめていく体制の構築を「包括的な支援体制の整備」として、市町村がその整備に努めるものと規定していることとなります。
- また、地域福祉計画に盛り込むべき内容として「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」と「前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、各項各号に掲げる事業に関する事項」（同法第106条の3の内容、すなわち、包括的支援体制を指します。）の2つが追加され、包括的な支援体制の構築を地域福祉計画で位置づけることが社会福祉法で規定されることになりました。
- このように、改正社会福祉法は、我が事（地域住民の主体的な課題解決力の強化）と、一定の圏域での丸ごと（住民活動の支援と住民が発見した課題を専門職が協働して解決していくこと）および市町村域での丸ごと（専門職による包括的な支援体制）によって地域生活課題を解決していく体制を今後の社会福祉の「共通的基本事項」として明示し、市町村が地域福祉計画を通じてこれを具体化する責務を規定したといえることから、松阪市（以下、「市」という。）においても、こうした考え方を取り入れて地域福祉計画の改訂に当たる必要があります。

(*) = 以下、P50 用語解説参照





第 2 部

第 3 期松阪市地域福祉計画



第1章

これまでの松阪市地域福祉計画の評価と課題

第1節 第1期地域福祉計画策定までの経過とその後の進捗

- 市では、平成17年1月に誕生した新市において全地区での地区座談会を実施し、平成17年度末から平成18年度にかけて100人委員会を開催して協議を重ねるとともに、平成19年度に「松阪市地域福祉計画編集委員会」において計画原案をまとめ、平成20年に「第1期松阪市地域福祉計画」（以下、「第1期計画」という。）を策定しました。
- この計画の大きな特徴は、地区座談会や100人委員会など多くの住民が参加し、策定されたことにあります。
- 計画は、「だれもが主役 地域の絆による支え合いのまち松阪」を基本理念に掲げ、「人と人とのつながりのあるまち」（絆）、「一人ひとりが主役になれるまち」（立）、「安心して暮らせるまち」（安）、「意識を高め、学びあうまち」（学）、「歴史と文化を大切にし、伝えていくまち」（伝）を基本目標に、それを具体化するための地域が主体となって取り組む「住民主体の活動への提言」と、それを支援する「市・松阪市社会福祉協議会の取り組み」で構成しました。
- 松阪市地域福祉計画は、市における地域福祉活動推進の方向性を多くの住民の参加によって協議し、合意しました。第1期計画の策定を受けて松阪市社会福祉協議会（以下、「社会福祉協議会」という。）は、平成21年3月に43のおおむね小学校区ごとに策定した「小地域福祉活動計画」を支援し、小地域ごとに必要な活動プログラムを住民とともに明らかにしてきました。
- このように市及び社会福祉協議会は、両計画の策定を通じて今後の地域福祉の目指すべき目標（地域福祉計画）とそれぞれの小地域において取り組むべき活動プログラム（小地域福祉活動計画）を策定しました。
- また、社会福祉協議会は、平成23年3月に「地域福祉活動推進計画」を策定し、小地域ごとの計画を推進するための支援体制として、市内を9つのエリアに分け、それぞれの地域担当者を配置する「地域担当制」を導入し、小地域福祉活動の推進を支援してきました。

- さらに、平成 23 年度には、それら 3 つの計画に基づく具体的な推進事業として「地域支え合い体制づくり事業」に取り組み、市内のモデル地区において地域社会における日常的な支え合い活動を行う体制整備の推進を図ってきました。暮らす地域の環境によって関わりや支援方法は形を変える必要がありますが、住民と専門職が連携・協働を深めることによって魅力ある地域づくりにつながることの検証を図ってきました。
- その後、計画の基本単位であった全 43 地区で様々な地域団体を包括した「住民協議会」が設立されました。

第 2 節 第 2 期計画（松阪市地域福祉計画実践プラン）の策定

- 第 1 期計画を継承した平成 25 年度からの第 2 期計画（以下、「実践プラン」という。）は、全地区で住民協議会が設立されたことを踏まえ、小地域での地域福祉の推進主体として住民協議会を中核とした、より実践に即した地域福祉の推進体制の確立を目指して策定しました。
- 実践プランでは、第 1 期計画の基本理念（「だれもが主役 地域の絆による支え合いのまち松阪」）と 5 つの基本目標を継承し、それを実現していくうえで重点的に取り組む 4 つの項目を重点推進項目（①地域福祉の「土台」としてのつながりづくりのための取り組み、②要援護者カルテの作成と日常からの見守り体制の強化、③自主財源の確保、④人材育成プログラムの開発と人材ネットワークの強化）として掲げました。
- おおむね小学校区を範囲として設立された住民協議会は、その地域内に存在する各種団体のネットワーク化を図ることで、これまで一団体が取り組んできた事柄に対しても、地域住民の連帯感を持って「地域の和」を広げていくことができます（総合調整機能）。地域の住民及び自治会をはじめとした各種団体が参画、協力するかたちが住民協議会です。
- そこで、実践プランは、原則としてはこのような総合調整機能を持った住民協議会が、多くの住民を巻き込んで地域福祉推進の中核となっていくことを想定して策定しました。
- また、住民協議会が各種団体の総合調整機能を持つとすれば、行政や社会福祉協議会の関係部局も総合的に住民の活動を支援していくことが必要になります。特に、地域活動について「どこの窓口で相談してよいかわからない」といった事態が起こらないように、実践プランでは、住民の福祉活動を専門職が支えていくための支援体制として、行政関係部局や社会福祉協議会担当者によるサポートチー

ムを創設しました。

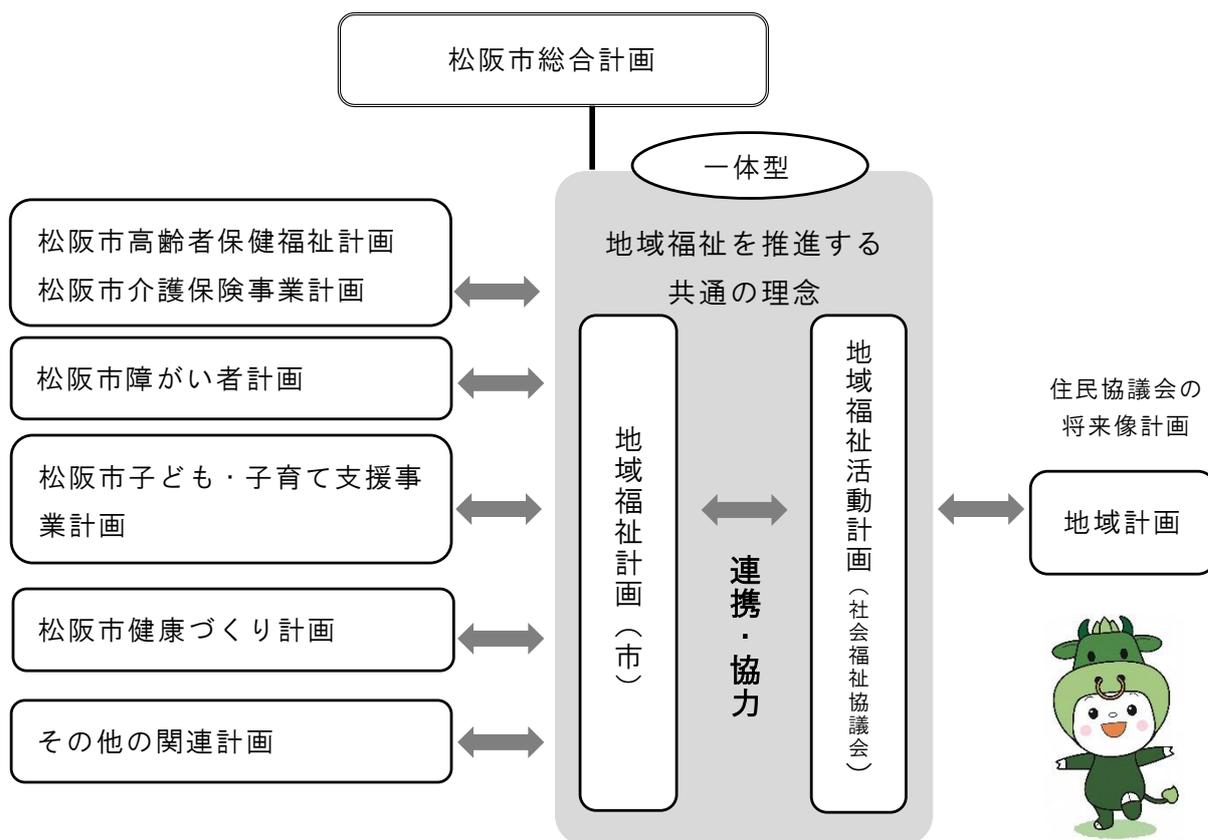
第3節 実践プランの評価と課題

- 実践プランの進捗を評価するために、全43地区の住民協議会に対する聴き取り調査を実施しました（平成29年2月）。
- 聴き取り調査の詳細は、第2部第2章で詳しく述べますが、平成24年度に実施した同調査と比べると、「役員（活動の担い手）の高齢化」や「役員（活動の担い手）を発掘するのが難しい」といった人材に関する状況に大きな変化はないものの、「活動場所が確保できない」「福祉活動の優先順位が低い」「地域でどのような福祉課題があるかわからない」「福祉活動について役員間で理解を得るのが難しい」といった項目はゆるやかに減少しており、住民協議会や地域の中で、福祉活動の取り組みへの理解が進みつつある状況が伺えます。

第4節 第3期松阪市地域福祉計画の方向性

- 「『我が事・丸ごと』地域共生社会」という方向性や社会福祉法の改正を踏まえれば、平成30年度からの第3期松阪市地域福祉（活動）計画（以下、「第3期計画」という。）には、これまでの地域住民を主体とした活動とその支援体制のみならず、専門職による包括的な支援体制の構築を位置付けていくことが必要です。
- もちろん住民参加で決定した、第1期計画及び実践プランにおける市や社会福祉協議会、住民が主体となって取り組む様々な活動は依然として重要なものであり、それらの継続と推進を前提に策定することは言うまでもありません。
- また、社会福祉協議会は、前述のとおり平成21年3月に「小地域福祉活動計画」を策定し、43のおおむね小学校区ごとに福祉活動を支援してきました。
- 策定後、住民協議会が市内に設立され、同協議会としての将来像を描いた「地域計画」が平成27年度から地区ごとに策定されています。
- 地域計画策定のプロセスには「小地域福祉活動計画」をベースとしながら協議が進められており、策定後、2つの計画を統合する形で整理をしている地域もあれば、2つの計画をそのまま存続させる地域もありました。
- 一方で、類似した計画が存在することに対し、推進のあり方等についての課題も生じていました。

- 「松阪市小地域福祉活動計画」は、策定から 9 年が経過し、計画としての地域福祉活動を推進するための役割は、おおむね達成されています。そこで、第 3 期計画策定と同時に「小地域福祉活動計画」を見直すこととしました。
- 「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第 109 条を踏まえ、社会福祉協議会が住民や関係機関と相互に協力をし、福祉でまちづくりを推進することを目的とする実践的な活動・行動計画です。
- つまり、「地域福祉計画」は市全体の理念やしくみを掲げる計画であるのに対し、その具体的な取り組みを実現・実行する計画が「地域福祉活動計画」であり、相互に補完、補強し合う関係の計画です。
- 市では、第 3 期計画を策定するうえで、市と社会福祉協議会が地域福祉の理念や活動の方向性を共有し、相互に連携を図ることで、それぞれの役割・機能を活かしながら実践力を高めていけるよう 2 つの計画を一体的に策定します。
- 本計画「第 3 期松阪市地域福祉（活動）計画」では、本第 2 部を地域福祉計画とし、市の地域福祉の基本理念と、市が取り組む施策を定め、第 3 部を地域福祉活動計画として社会福祉協議会を中心に住民や地域、その他の民間の社会福祉を推進する団体と推進していく具体的な取り組みを定めます。
- 施策の展開は、「松阪市総合計画」をはじめ、「松阪市高齢者保健福祉計画・松阪市介護保険事業計画」「松阪市障がい者計画」「松阪市子ども・子育て支援事業計画」「松阪市健康づくり計画」など、保健福祉分野における各計画と整合性を図りながら推進していきます。



〔図 1 他計画との関係図〕

第 5 節 第 3 期松阪市地域福祉（活動）計画の期間

- 本計画の期間は、平成 30 年度から 2022 年度（平成 34 年度）までの 5 カ年とします。

第2章

実践プランの進捗状況と地域の課題

第1節 実践プランの進捗状況

○ 実践プランの進捗状況については、平成29年2月に実施された「実践プラン実施に関する聴き取り調査」の結果を平成24年度に実施された調査の結果と比較することで、その進捗について評価します。

1. 住民協議会が福祉活動に取り組んで行く上での課題

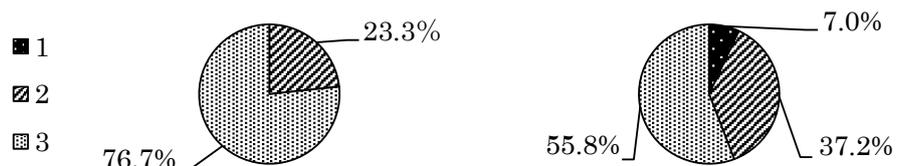
① 役員（活動の担い手）が高齢化している

回答番号		H24 年度		H28 年度	
		回答数	比率 (%)	回答数	比率 (%)
1	当てはまらない	6	13.9	5	11.6
2	どちらともいえない	11	25.6	12	27.9
3	当てはまる	26	60.5	26	60.5
計		43	100	43	100



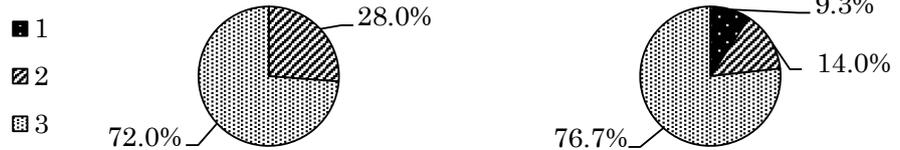
② 役員（活動の担い手）の負担感が大きい

回答番号		H24 年度		H28 年度	
		回答数	比率 (%)	回答数	比率 (%)
1	当てはまらない	0	0.0	3	7.0
2	どちらともいえない	10	23.3	16	37.2
3	当てはまる	33	76.7	24	55.8
計		43	100	43	100



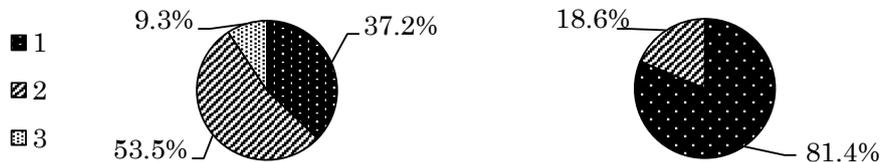
③役員（活動の担い手）を発掘するのが難しい

回答番号		H24 年度		H28 年度	
		回答数	比率 (%)	回答数	比率 (%)
1	当てはまらない	0	0.0	4	9.3
2	どちらともいえない	12	28.0	6	14.0
3	当てはまる	31	72.0	33	76.7
計		43	100	43	100



④（福祉活動のための）活動場所が確保できない

回答番号		H24 年度		H28 年度	
		回答数	比率 (%)	回答数	比率 (%)
1	当てはまらない	16	37.2	35	81.4
2	どちらともいえない	23	53.5	8	18.6
3	当てはまる	4	9.3	0	0.0
計		43	100	43	100



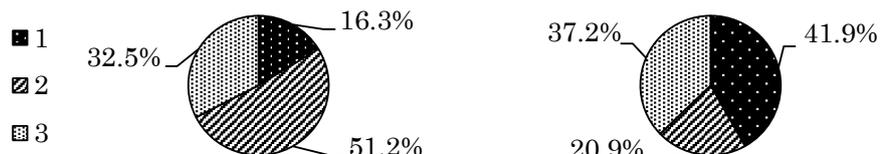
⑤福祉活動の優先順位が低い（他に優先すべき課題が多い）

回答番号		H24 年度		H28 年度	
		回答数	比率 (%)	回答数	比率 (%)
1	当てはまらない	12	28.0	28	65.1
2	どちらともいえない	26	60.4	13	30.2
3	当てはまる	5	11.6	2	4.7
計		43	100	43	100



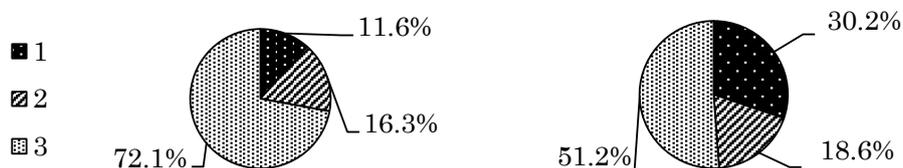
⑥困っている人を把握するのが難しい

回答番号		H24 年度		H28 年度	
		回答数	比率 (%)	回答数	比率 (%)
1	当てはまらない	7	16.3	18	41.9
2	どちらともいえない	22	51.2	9	20.9
3	当てはまる	14	32.5	16	37.2
計		43	100	43	100



⑦個人情報の取り扱いが難しい

回答番号		H24 年度		H28 年度	
		回答数	比率 (%)	回答数	比率 (%)
1	当てはまらない	5	11.6	13	30.2
2	どちらともいえない	7	16.3	8	18.6
3	当てはまる	31	72.1	22	51.2
計		43	100	43	100



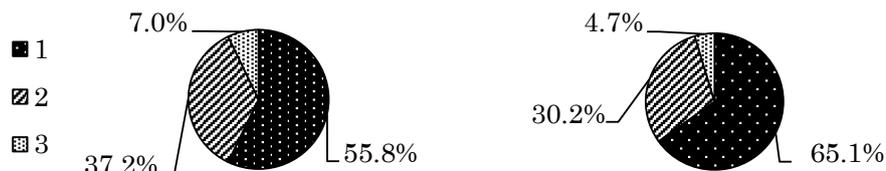
⑧地域でどのような福祉課題があるかわからない

回答番号		H24 年度		H28 年度	
		回答数	比率 (%)	回答数	比率 (%)
1	当てはまらない	17	39.5	25	58.1
2	どちらともいえない	22	51.2	15	34.9
3	当てはまる	4	9.3	3	7.0
計		43	100	43	100



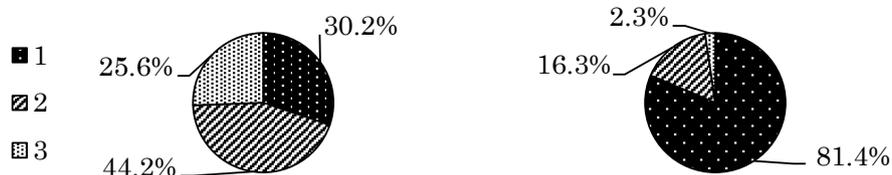
⑨どのような活動をしてよいかわからない

回答番号		H24 年度		H28 年度	
		回答数	比率 (%)	回答数	比率 (%)
1	当てはまらない	24	55.8	28	65.1
2	どちらともいえない	16	37.2	13	30.2
3	当てはまる	3	7.0	2	4.7
計		43	100	43	100



⑩福祉活動について役員間で理解を得るのが難しい

回答番号		H24 年度		H28 年度	
		回答数	比率 (%)	回答数	比率 (%)
1	当てはまらない	13	30.2	35	81.4
2	どちらともいえない	19	44.2	7	16.3
3	当てはまる	11	25.6	1	2.3
計		43	100	43	100



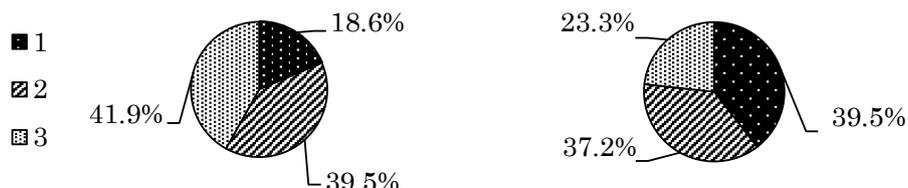
⑪財源が不足している

回答番号		H24 年度		H28 年度	
		回答数	比率 (%)	回答数	比率 (%)
1	当てはまらない	3	7.0	10	23.3
2	どちらともいえない	16	37.2	13	30.2
3	当てはまる	24	55.8	20	46.5
計		43	100	43	100



⑫（福祉活動を進めるための）専門的な知識が不足している

回答番号		H24 年度		H28 年度	
		回答数	比率 (%)	回答数	比率 (%)
1	当てはまらない	8	18.6	17	39.5
2	どちらともいえない	17	39.5	16	37.2
3	当てはまる	18	41.9	10	23.3
計		43	100	43	100



2. 課題の考察

- 平成 24 年度の調査との比較から、課題としてゆるやかに改善している項目は、「役員（活動の担い手）の負担感が大きい」（「当てはまる」が 76.7%から 55.8%）、「（福祉活動のための）活動場所が確保できない」（「当てはまる」が 9.3%から 0.0%）、「福祉活動の優先順位が低い（他に優先すべき課題が多い）」（「当てはまる」が 11.6%から 4.7%）、「個人情報の取り扱いが難しい」（「当てはまる」が 72.1%から 51.2%）、「地域でどのような福祉課題があるかわからない」（「当てはまる」「どちらともいえない」の合計が 60.5%から 41.9%）「どのような活動をしてよいかかわからない」（「当てはまる」「どちらともいえない」の合計が 44.2%から 34.9%）、「福祉活動について役員間で理解を得るのが難しい」（「当てはまる」が 25.6%から 2.3%）、「（福祉活動を進めるための）専門的な知識が不足している」（「当てはまる」が 41.9%から 23.3%）となっています。
- 以上のことから、住民協議会の中での福祉活動への理解が広がり、住民協議会として取り組むべき地域課題が身近な福祉課題として認知されていることがわかります。同時に、地域にある福祉課題への理解も次第に進み、そのための活動場所などの確保も進んでいるといえます。
- もちろん、改善しているとはいえ、役員や活動者の負担感は依然として高く、個人情報の取り扱いや専門職との連携が必要なことも伺えます。住民協議会が地域福祉の担い手として安心して活動に取り組めるように、地域連携活動サポートチームの活動を一層強化し、その支援に当たっていくことが重要です。

- さらに、平成 24 年度の調査と比べ、改善が見られない項目としては、「役員（活動の担い手）が高齢化している」、「役員（活動の担い手）を発掘するのが難しい」という住民協議会の担い手の問題、「困っている人を把握するのが難しい」という個別の福祉課題の発見が挙げられています。
- 担い手の問題は、今後ますます少子高齢化が進行する本市においても、地域福祉活動だけにとどまらず、住民協議会全体の課題といえます。特効薬はないとしても、地域の中の多様な人々の参加を促し、社会資源を発掘する努力と、そのための支援が必要です。また、個別の福祉課題の把握には、地域での個人情報の把握についてのルール作りや、専門職との連携が必要になります。

第3章

松阪市地域福祉計画の基本理念と体系

第1節 これまでの計画の基本理念を継承する部分

- 第1期計画では、「だれもが主役 地域の絆による支え合いのまち松阪」を基本理念に5つの基本目標を掲げ、それぞれ住民、市、社会福祉協議会が取り組むことを地区座談会や100人委員会を踏まえた「地域福祉計画編集委員会」による話し合いを経て決定しました。
- 「だれもが主役」という言葉には、「あなた」だけでも「わたし」だけでなく住民すべてが主人公となっていくことを目指す言葉です。
- これまで福祉といえば、「福祉の世話になる」という言葉に代表されるように市の取り組みが中心でした。しかし、今後高齢化がますます進展し、少子化によって家族や世帯がますます縮小していく中で、福祉はすべての人の課題であり、長い人生のどこかで何らかの形で関わるものに変化していきます。
- こうした変化を受けて、福祉を「特別な人の特別な課題」とするのではなく、住民や住民組織、NPO やボランティア、市、社会福祉協議会、地域包括支援センター、福祉関係機関といったあらゆる人が協働し、「だれもが主役」となっていくことが必要だという意味で、第1期計画の基本理念が定められました。
- 第2期計画である「実践プラン」においても、市民の話し合いによって導き出された第1期計画の基本理念や基本目標は普遍的に必要なことを示しており、大きく変える必要性は認められないとして「だれもが主役 地域の絆による支え合いのまち松阪」という基本理念を継承し取り組みを進めてきました。

第2節 第3期計画の基本理念と目標

- 第1部第1章でも見たように、地域福祉の推進に向けて、平成27年に厚生労働省が示した「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現」においては、「すべての人が世代や背景を問わず、安心して暮らし続けるまちづくり（全世代・全対象型地域包括支援体制）」の推進が不可欠とされており、介護保険法において進められてきた「地域包括ケアシステム」の包括的な支援の考え方を、全世代・全対象に発展・拡大させ、各制度と連携して、多様なニーズを受けとめる「新しい地域包括支援体制」の確立を目指すこととされています（厚生労働省：提供ビジョン）。

- また、平成 28 年に示された「地域包括ケアの深化・地域共生社会の実現（厚生労働省）」の中では「他人事」になりがちな地域づくりを住民が「我が事」として主体的に取り組んでいく仕組みを作っていくとともに、行政においては、地域づくりの取組みの支援と、公的なサービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備をすすめていく必要があると示されています。
- さらに、「ニッポン一億総活躍プラン」では、「子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現する」として、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域社会が今後目指すべき地域社会であるとしています。
- その後、こうした「『我が事・丸ごと』地域共生社会」づくりの具体的な制度化に向けて、平成 28 年には「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会」が設置され、その検討も踏まえ、平成 29 年 5 月「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、社会福祉法が改正され、市町村が包括的な支援体制を構築することやそれを地域福祉計画で位置づけることが規定されました。
- 「『我が事・丸ごと』地域共生社会」の実現に向けては、①地域における住民主体の課題解決と、②包括的・総合的な相談支援体制の確立の 2 点が示されています。つまり、「『我が事・丸ごと』地域共生社会」は、住民の皆さんの主体的な課題解決と行政による分野を横断した包括的な支援体制の協働によって実現するという考え方です。
- 市の第 1 期計画及び実践プランでは、住民主体の課題解決に重きをおいて、主に住民の皆さんが主体的に行う活動を行政や社会福祉協議会がどのように支援するかという観点から策定されてきました。もちろん、地域のつながりや関係が希薄になる中で、こうした取り組みが最も重要であることは言うまでもありませんが、複雑な課題を抱えた世帯の問題など、住民だけでは解決できない問題を専門職が縦割りではなく一丸となって支えていく体制の構築も第 3 期計画の中で位置づけていく必要があります。
- 以上のことを踏まえると、第 3 期計画の基本目標は①住民による主体的な地域づくりと、②専門職による包括的な相談支援体制づくりの二本柱を軸に構成していく必要があります。第 1 期計画及び実践プランの「だれもが主役 地域の絆による支え合いのまち松阪」という基本理念を継承しつつ、これに専門職による包括的な相談支援体制づくりの目標を加えた新たな理念を示す必要があります。

我が事・丸ごとの地域づくり

①地域における住民主体の課題解決

住民協議会を中核とした

- ・ 制度や分野にとらわれない地域課題の把握
- ・ 住民団体等による活動への支援
- ・ 公的な相談支援機関へのつなぎや、課題の共有を担うコーディネート機能など地域課題の解決に向けた体制

②包括的・総合的な相談支援体制の確立

相談支援機関を中核とした

- ・ 相談者本人のみならず、育児、介護、障がい、貧困など相談者が属する世帯全体の複合化、複雑化したニーズを的確に捉え、分野別の相談支援体制と連動して対応する体制

【基本目標1】

住民の主体的な地域づくり

⇒ 課題を解決するための場づくり

【基本目標2】

包括的な相談支援の体制づくり

⇒ 専門職によるバックアップ体制

【第3期松阪市地域福祉（活動）計画の基本理念】

地域の絆と支援の輪で暮らしを支える安心のまち



〔図2 第3期松阪市地域福祉（活動）計画の基本理念・目標〕

- 松阪市総合計画の10年後の将来像である「ここに住んで良かった…みんな大好き松阪市」、また第1期・第2期計画の基本理念である「だれもが主役 地域の絆による支え合いのまち松阪」を継承しつつ、専門職による「丸ごと」の支援という考え方を加え、第3期計画では、「地域の絆と支援の輪で暮らしを支える安心のまち」を基本理念とし、住民が「住んで良かった」と思えるようなまちづくりと地域福祉の推進を目指します。

第3節 地域共生社会の実現を目指して

- 現在、国は社会福祉の目指すべき姿として「地域共生社会」を掲げています。市では、本計画の基本理念に基づき、住民と専門職が協働して、地域福祉の推進に取り組むことで、地域共生社会の実現を目指していきます。
- なお、「ニッポン一億総活躍プラン」では、地域共生社会を以下のように定義し、

誰もが役割をもって、あらゆる地域や社会活動に参加し、人との関係の中で暮らしていけるような社会の構築をこれからの社会福祉の目指す姿として提示しています。

ニッポン一億総活躍プラン（抜粋）

子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。

- 一方、地域共生社会を構築していくことは容易ではありません。多様な価値観や生き方を認め合い、少数者であっても排除しない地域づくりをしていくためには、福祉教育や広報・啓発が一層重要になるだけでなく、行政がそうした価値や生き方が認められるような措置を講じていくことが必要です。例えば、市では、市議会、行政及び関係団体の3者が協力して「松阪市手と手でハートをつなぐ手話条例」が制定されていますが、こうした取り組みをいっそう市民に周知するとともに、実際にこの趣旨が実現するよう努力することが必要です。

第4節 第3期松阪市地域福祉（活動）計画体系図

- 第2期計画では、第1期計画の基本理念や基本目標は継承したうえで、基本目標に掲げられていた項目のうち、市全体として取り組んでいく必要があると考える推進内容を「重点施策」として提示し、これらを実際に実践していくことを目指した実践プランとして策定しました。
- 第2節の図2で示したように、第3期計画では、包括的な相談支援の体制づくりを新たに地域福祉計画の柱として加え、「地域の絆」（住民の主体的な地域づくり）と「支援の輪」（包括的な相談支援の体制づくり）を「2つの柱」として市の地域福祉（活動）計画の体系図とします（図3）。

基本理念

基本目標

施策の方向性

具体的な施策

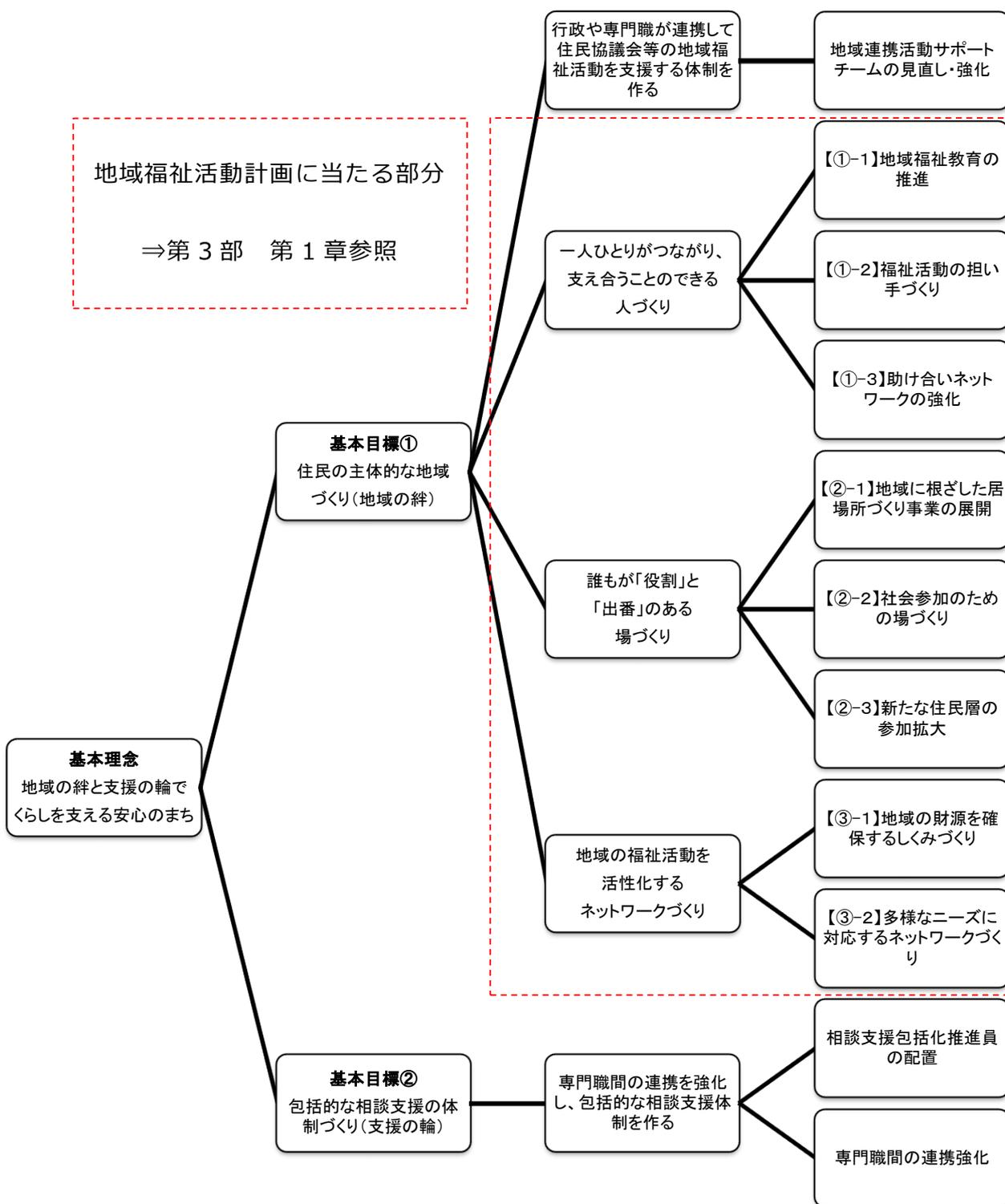


図 3 第 3 期地域福祉（活動）計画の体系図

基本目標① 「住民の主体的な地域づくり」の推進体制

第1節 地域の絆（住民協議会を中核とした住民の主体的な地域づくり）

- 地域福祉は主としてそれぞれの地域の実情に応じた取り組みを地域の推進主体が中核となって進めていくもので、各地域で地域福祉活動を進める主体を明確にすることが極めて重要になります。
- 市では、平成24年度に全43地区で住民協議会が設立されました。実践プランでは、この住民協議会が地域福祉を中心になって推進する中核的な組織であるとして策定されました。
- おおむね小学校区を範囲として設立された住民協議会は、その地域内に存在する各種団体のネットワーク化を図ることで、これまで一団体が取り組んできた事柄に対しても、地域住民の連帯感を持って「地域の和」を広げていくことができます（総合調整機能）。地域の住民及び自治会をはじめとした各種団体が参画、協力するかたちが住民協議会です（図4）。
- そのため、第3期計画においても、原則としてはこのような総合調整機能を持った住民協議会が、多くの住民と協働しながら地域福祉推進の中核となっていくことを前提に策定します。

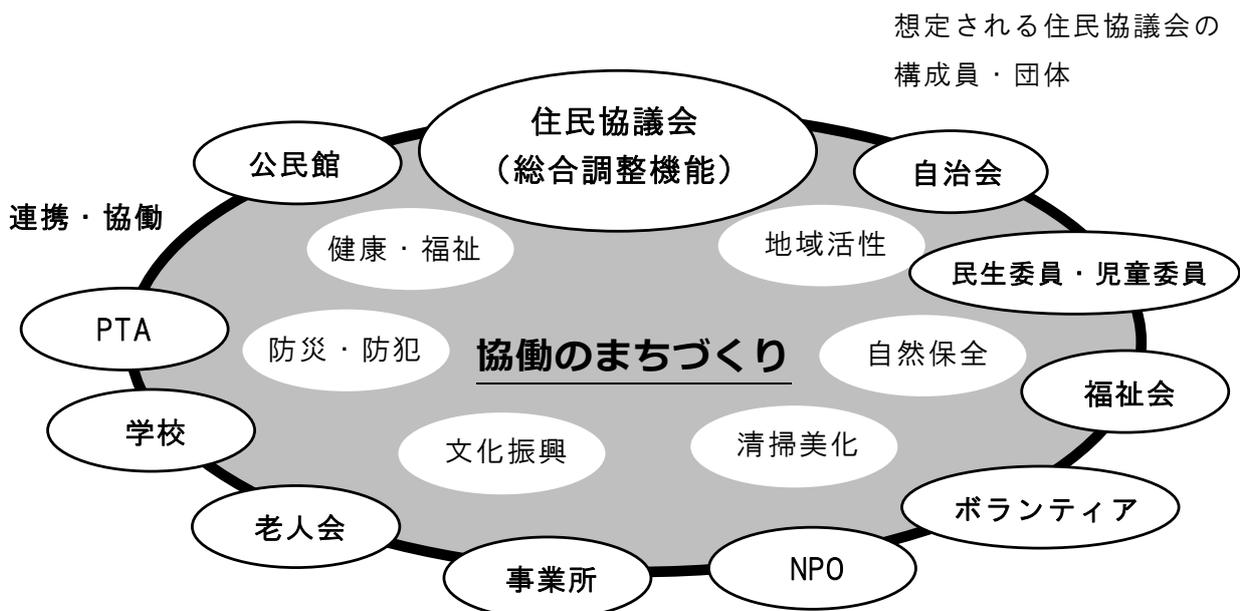


図4 住民協議会を中核とした住民の主体的な地域づくりのイメージ図

第2節 各地域の地域福祉活動を支援する体制

1. 基本的な考え方

- 地域福祉活動の主体は住民ですが、市や社会福祉協議会をはじめとした専門職は、住民が地域福祉活動を地域の実情に応じて活発に取り組んでいくための環境整備を含めた支援を行い、共に汗を流すことが必要です。
- こうした支援体制については、実践プランでは、住民の福祉活動をバックアップする専門職による支援体制を「地域連携活動サポートチーム」（以下、「サポートチーム」という。）として明確にしました。
- 具体的な支援体制としては、市、社会福祉協議会、地域包括支援センターなど関係機関も連携し、住民と共に汗を流せるような体制を構築しました。また、地域福祉計画の担当課である地域福祉課は、支援体制の全体を所管し、必要に応じて会議等を行ってきました。

2. 地域連携活動サポートチームについての実践の課題と評価

- 実践プランでサポートチームの体制が整備された背景には、これまで地域に関わりをもつ地域担当者を配置している担当部局及び地域福祉を推進する担当部局が、それぞれに地域と関わり、各地域が抱える課題の解決に当たってきたものの、関係部局が情報を共有していなかったため、様々な重複の原因となっている課題がありました。
- そこで、関係部局がこれらの課題を共有し、互いに連携を深めることで、地域福祉がより推進するよう組織されたのがサポートチームです。
サポートチームは住民協議会のエリアごとに結成し、実践プランの重点推進項目の活動が円滑に進むよう支援することを主な目的としています。
- これまでの実践について、関係部局で活動状況と課題について協議したところ、活動状況としては次の通りでした。
 - ・ 43 地区ごとに平均的な関わりがあった項目としては、①年度当初のチェックリストの目標作成及び年度末の活動評価をともに行う、②各種行事の企画・運営のサポートを行うことであり、この2点については、継続した関わりが行われていました。
 - ・ 地域の課題解決やニーズ等の地域性に応じた関わりとしては、①要援護者カルテ

を作成するサポート、②買物支援バス導入のサポート、③有償ボランティアによるお互いさまサービスの立ち上げ、④福祉バス導入に向けてのサポートであり、この4つの事業について、3地区で取り組みを進めてきました。

○ また、活動を進める中では、以下のような点が課題として認識されています。

- ①サポートチームを結成する各種連携機関で、互いの役割についての共通認識を図りきれず、従来通り個々の機関としての地域への関わりはあるものの、チームとしての強みを活かした支援につなげることが重要であったこと。
- ②地域担当を配置している関係部局間でエリアの分け方が異なり、情報共有の場を作るにしても、担当者が地区ごとに異なる等、定期的な会議開催に難しさがあったこと。
- ③実践プランとして地域住民への周知が不足しており、同時期に始まった地域計画との混同が見受けられ、サポートチームとしての存在そのものの周知が重要であったこと。

○ この3つの反省点に対し、今後については、次のような課題が挙げられています。

- ①複雑多様化する地域の課題やニーズに対し、何もかもを一手に引き受け、解決することは難しいからこそ、互いにできることをやっていく連携姿勢をもっと意識する必要があること。
- ②サポートチームという専門職間だけで情報共有をすることに終始せず、住民の皆さんとも情報共有しながら互いに進めていけるような在り方を見直すこと。
- ③サポートチームのメンバー編成を見直し、中心的に地域に関わる存在と、支援が進む中で必要となる関係部局からのサポートが得られる体制を分けて考えていくことも検討していくこと。また、エリアの見直しも今後、協議が必要であること。

3. 地域連携活動サポートチームの今後のあり方

- 関係部局の地区担当者は、日常又は事業・活動等の関わりにおいて、住民協議会が抱える地域に共通する課題（以下、「地域課題」という。）が出されたり、拾い上げた場合、社会福祉協議会地域担当者にその課題を伝達し、共有を図ります。
- 社会福祉協議会地域担当者は地域の課題を把握し、解決できる手法を検討することを目的として各種連携機関へ協力を呼びかけ、サポートチームを結成します。（図5）

- これまでのサポートチームは、あらかじめチームメンバーが固定されていましたが、多様な地域課題やニーズに柔軟に対応できるように、今後は、それらに関係する部局へ協力要請を行い、チームを構成します。
- サポートチームでは、「サポートチーム会議」を必要に応じて開催し、地域課題に対する支援方法を検討し、具体的な支援活動を展開していきます。

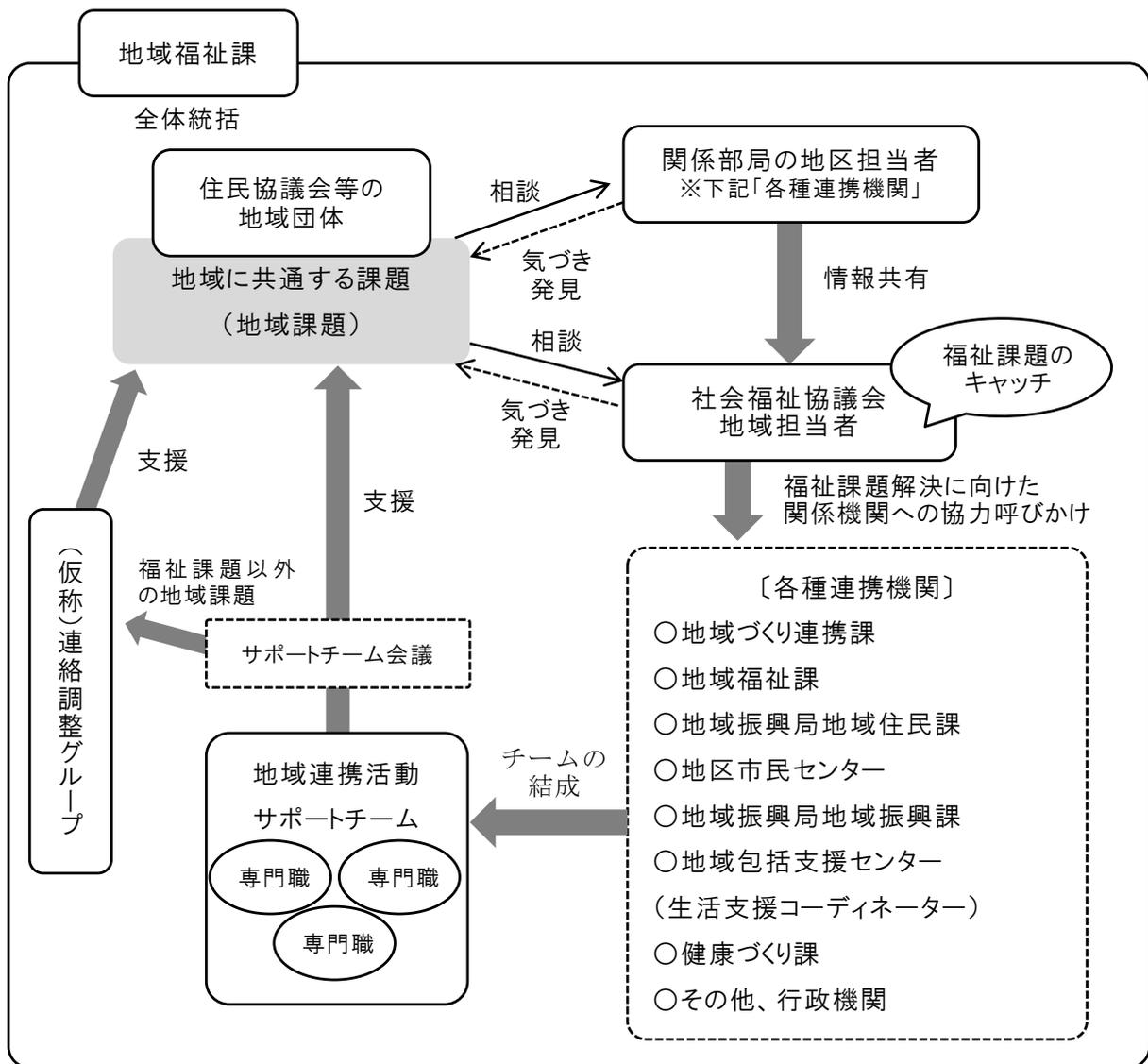


図5 今後の地域連携活動サポートチーム

- サポートチームの構成メンバーとなる各種連携機関としては、社会福祉協議会地域担当者、地域づくり連携課、地区市民センター、地域振興課まちづくり担当者、地域包括支援センター 生活支援コーディネーター、健康づくり課等を想定しています。

4. 連絡調整グループの役割

- 把握した地域課題について、サポートチーム内で解決するのが困難である場合は、地域課題の内容が単一の住民協議会の案件なのか、複数に渡る案件なのか、あるいは市全体の案件なのか検証する必要があります。その検証を行う場が「(仮称)連絡調整グループ」(以下、「調整グループ」という。)です。
- 調整グループは、課題の範囲によって、関わるメンバーを調整することができます。また、サポートチームは、主として福祉分野が専門となり、それ以外の分野については担当する関係部局につなぐとともに、部局をまたぐもの或いはより高度かつ専門性の高いものについては、関係者や専門家等でワーキンググループを作り、課題解決の手法を検討します。そこにも、サポートチーム或いは調整グループのメンバーが関わることもできるようにします。

5. 推進体制

- 地域福祉課は、サポートチーム会議及び各専門職間の連携会議を必要に応じて開催し、地域振興局管内においては、地域住民課との連携により進めます。

基本目標② 「包括的な相談支援の体制づくり」の推進

第1節 包括的な支援が求められる背景（支援の輪）

- 市だけでなく、日本社会全体では、家族の規模の縮小や多様化による家族機能の低下、地域のつながりの希薄化による地域の支え合いの機能の低下などが指摘されるようになってきました。
- また、近年の雇用環境の変化により、特に非正規労働者が増加するなど、若年層や中高年、ひとり親家庭など稼働年齢層の問題も顕在化するようになってきています。
- こうした社会の変化の中で、家族や地域社会、雇用とうまくつながれない人の課題が、生活困窮、子どもの貧困、引きこもり、多重債務、ごみ屋敷、孤立死といった形で顕在化するようになってきています。
- こうした課題に対しては、身近な地域での支え合いを強化し、つながりを再構築していく取り組みが不可欠ですが、同時に専門職が縦割りではなく、包括的に支えていくような支援の体制を構築していくことが重要になってきています。

第2節 （仮称）相談支援包括化推進員の配置

- 個別の福祉課題、なかでも複雑な課題を抱えた世帯の問題や「制度のはざま」といわれるような問題は、例えば、「認知症の高齢者と中高年の引きこもりの息子」や「介護と育児に同時に直面したひとり親家庭の母親」といったように、一人の専門職や1つの機関、そして1つの分野では対応できません。そのため、分野を横断した包括的な相談支援の体制を構築していく必要があります。ところが、現実の福祉制度は障がい、高齢、児童と分野ごとに縦割りになっており、こうした課題に応えることが難しいのが現実です。
- そこで、第3期計画においては、専門職同士が連携して複雑な課題を抱えた世帯の問題や制度のはざまの問題を「丸ごと」受け止めることができる体制を構築することを目指します。
- 具体的には、図6に示したように、地域住民が何らかの形で発見した「気になる世帯」や地域で解決することが困難な個別の課題を、社会福祉協議会の地域担当者や地区市民センターのような身近な相談窓口（行政機関）に「つなぎ」ます。こうした課題のうち、地域とともに解決することが可能な課題は、地域の中で専

専門職と地域住民が協力して解決していくことができますが、地域住民や縦割りの分野の専門職や制度だけでは解決できない課題は新たに配置する（仮称）「相談支援包括化推進員」（以下、「相談支援包括化推進員」という。）につなぎ、課題を丸ごと受け止め、解決できる体制の構築を目指していきます。

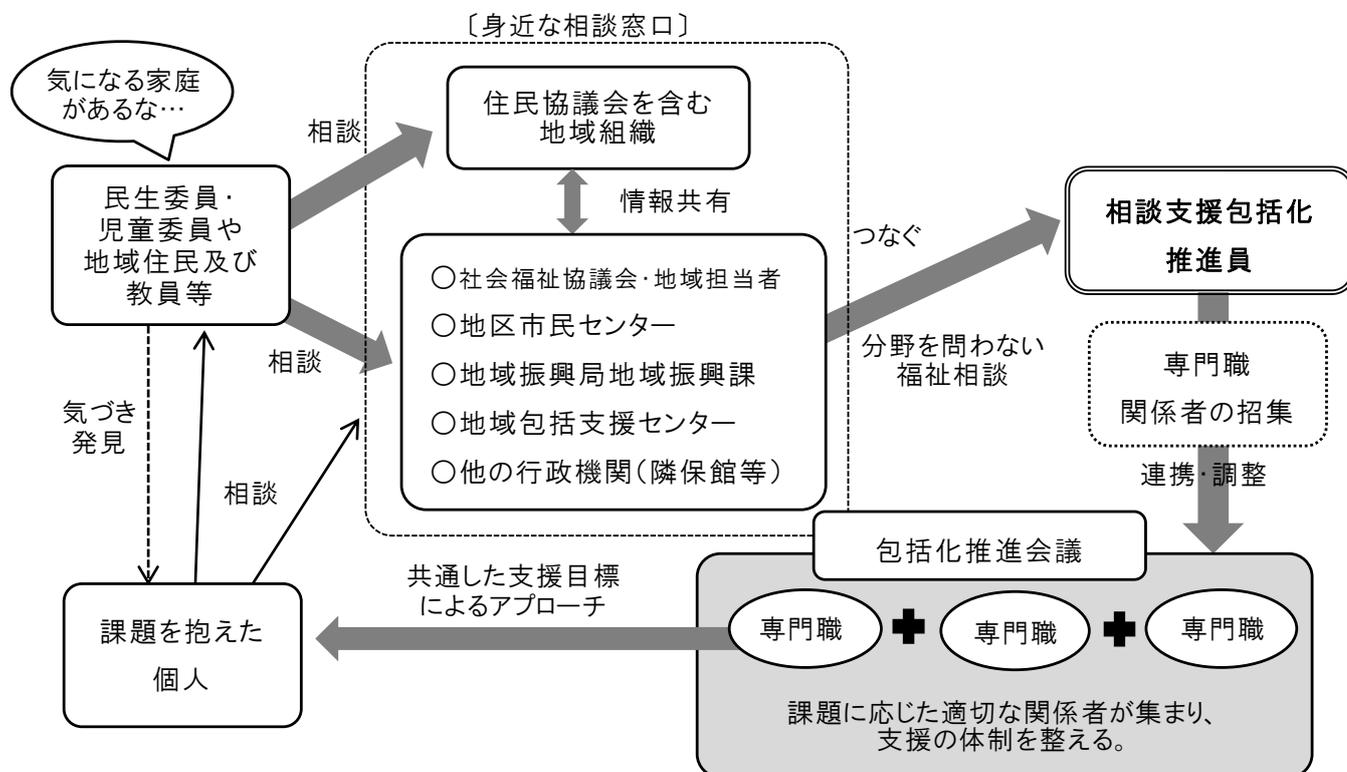


図 6 松阪市における包括的な相談支援の体制のイメージ

1. 相談支援包括化推進員の役割

- 「相談支援包括化推進員」は、地域で解決が困難な課題を一人で解決する専門職ではなく、課題別に適切な関係者を招集することでチームで解決に当たるための連携や調整の中心となる役割を果たす専門職であることを想定しています。
- 例えば、ひとり親の母親と不登校の小学生、介護が必要な高齢者が同居しているような場合、母親のダブルケア状態への支援、高齢者への介護支援、子どもへの支援がばらばらの相談窓口で行われてきました。相談支援包括化推進員は、それぞれに関わる専門職が一堂に会する場（包括化推進会議）を作り、関係者が一人ひとりではなく、世帯に対してどのような目標に従って、どのように支援していけばよいかに合意し、協力して支援していく体制（支援の輪）を整えることになります。

- 「相談支援包括化推進員」がこうした役割を果たしていくためには、その役割が関係者に周知され、行政の関係部局間で庁内連携がスムーズに行われるようにしていくことが不可欠です。
- また、専門職だけで解決するのではなく、ある程度解決のめどが見ついた場合には、地域の関係の中で暮らしていけるよう、地域住民等と連携して支援していくことが必要になります。
- さらに、「制度のはざま」の問題を支援していくためには、個別支援だけではなく、足りない資源の開発や新たな支援の枠組みの構築も必要になります。「相談支援包括化推進員」を中心とした包括化推進会議が、新たに開発することが必要な社会資源を明らかにし、それに対して行政関係部局や社会福祉協議会、住民協議会等の関係者が協働して社会資源開発に取り組むことが必要です。

2. 配置

- 相談支援包括化推進員の配置については、地域福祉課が中心となり、各関係機関との協議を重ね、設置機関や人員体制、またそうした職員に求められる能力などについて検討を進めます。

第3節 専門職間の連携強化

- 現在、社会福祉の相談支援の体制は、高齢者、障がい者、子どもの分野にそれぞれ分かれており、各分野ごとの計画で位置づけられています。また、平成27年には生活困窮者自立支援制度が開始され、生活に困りごとや不安を抱えている場合に相談にのることができる相談窓口が設置されたことにより、相談支援の体制は次第に強化されるようになっていきます。
- しかし、1つの世帯に複合的な課題がある場合や、ダブルケアのように同時に2つの課題に直面した場合などには、こうした縦割りの相談支援の体制では、困りごとを包括的に受け止めることができません。
- そこで、相談支援包括化推進員による専門職が一堂に会する場（包括化推進会議）だけでなく、日常的にそれぞれの相談窓口で受けた相談に対し、適切に連携し、制度のはざまの問題や複合的な課題がある市民の相談を包括的に支援していくことが重要です。

- そのために、各種相談支援の窓口の役割を整理し、関係部局を横断して、連携に向けた方策を検討します。





第3部

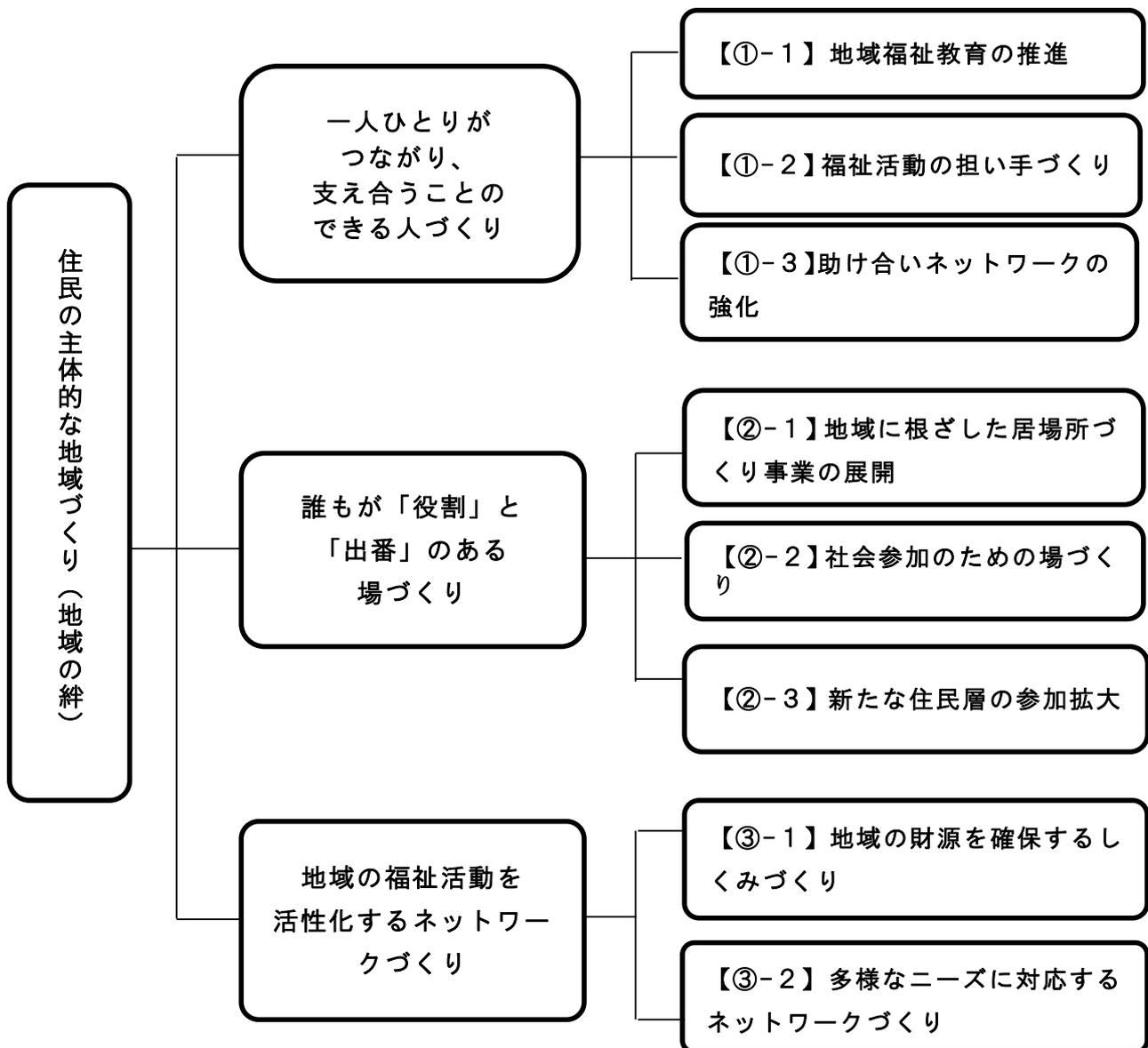
松阪市地域福祉活動計画



地域福祉活動計画

第1節 地域福祉活動計画の体系

- 地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が住民や関係機関と相互に協力し、福祉でまちづくりを推進することを目的とする実践的な活動・行動計画です。
- 第3部では、地域福祉計画（第2部）で定められた市全体の地域福祉の基本理念と基本的な仕組みに基づいて、「基本目標① 住民の主体的な地域づくり（地域の絆）」を具体的に進めるための地域福祉活動計画を定めます。

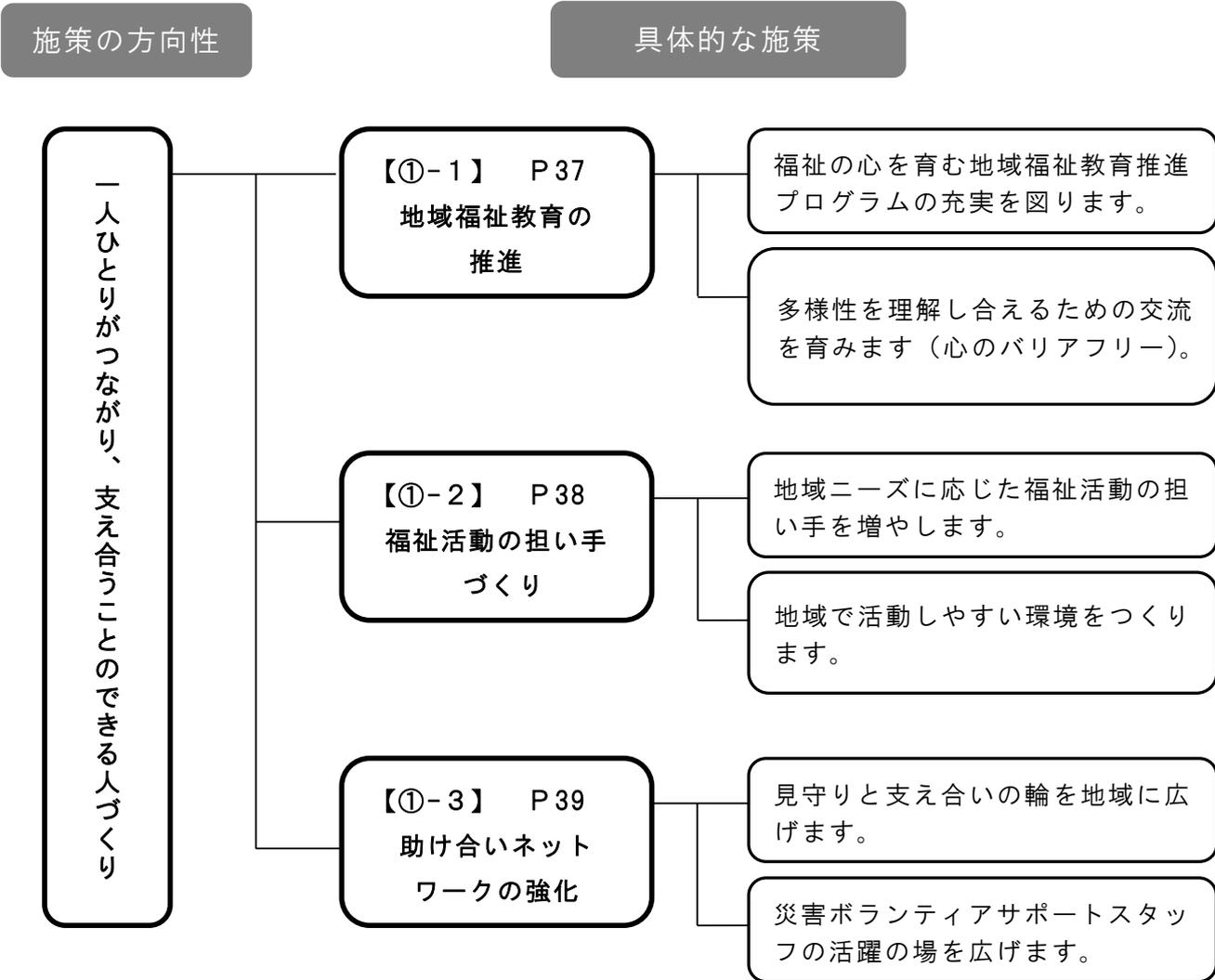




アクションプラン①

一人ひとりがつながり、
支え合うことのできる人づくり

- 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくりに向けては、住民の一人ひとりが他者をおもいやり、地域の課題に関心を持ち、自分のこととして捉えながら、みんなで出来ることを考えることが重要です。
- 多くの住民が地域福祉活動に参加をし、関わりを持つことができる「人づくり」に取り組むことで、つながり、支え合う福祉のまちづくりを目指します。



1. 地域福祉教育の推進

①-1

地域福祉教育の推進

一人ひとりがつながり、支え合うことのできる人づくり

【具体的な施策1】

○福祉の心を育む地域福祉教育推進プログラムの充実を図ります。

- 社会福祉協議会では、平成27年度に「松阪市地域福祉教育推進プログラム」を作成し、教育機関と連携を図りながら、市内小中学校の児童・生徒を対象とした福祉教育に取り組んできました。
- 今後は、学校と地域、社会福祉協議会との連携を通じて、学校の学習テーマや子どもたちの関心と地域の福祉活動をつなぐことで、子どもたちが地域の人たちと一緒に福祉のまちづくりに取り組めるような協働実践の地域福祉教育を展開していきます。

取り組み事業

- ・既存の「松阪市地域福祉教育推進プログラム」の実施。
- ・コミュニティスクールと連動した新たな地域福祉教育推進プログラムの開発。
- ・地域福祉教育実践に関する報告を兼ねた福祉教育担当者間の交流会の実施。

【具体的な施策2】

○多様性を理解し合えるための交流を育みます（心のバリアフリー）。

- これまで、車いす体験やアイマスク体験、高齢者疑似体験などで障がいのある人や高齢者の動きにくさを体験するプログラムを中心に地域福祉教育のプログラムが展開されてきました。
- 今後は、当事者との交流を通して共感的な理解を促し、誰もが支援の受け手にも担い手にもなることや、多様性を理解し合うことを目的としたプログラムの開発と実施に取り組めます。

取り組み事業

- ・当事者との交流を通じて学ぶ地域福祉教育推進プログラムの開発。
- ・関係機関や団体と連携したイベントや体験学習の開催。

2. 福祉活動の担い手づくり

①-2

福祉活動の担い手づくり

一人ひとりがつながり、支え合うことのできる人づくり

【具体的な施策 3】

○地域ニーズに応じた福祉活動の担い手を増やします。

- 生活課題が多様化、複雑化する中で、買物や通院困難等、顕在化する生活課題に対して有効な取り組みが求められています。一方で、それら個別の課題は既存の福祉サービスだけでは解決し難い内容もあり、制度の隙間を埋める支援が求められています。
- そうした多様なニーズに対応するためにも、誰もが気軽にちょっとしたことから活動へ参加できるきっかけづくりや、それぞれの特技や経験を地域活動につなげていく機会等を通じて、新たな活動者となる人材を発掘し、幅広い住民が身近な福祉活動の担い手として活躍できるしくみづくりを進めます。

取り組み事業

- ・生活支援サービス等の地域ニーズに応じたボランティア活動の講座開催。
- ・地域内でのボランティアグループの結成支援。

【具体的な施策 4】

○地域で活動しやすい環境をつくります。

- 第2部第2章の考察からも、「役員（活動の担い手）を発掘すること」に関して、平成24年度の調査と比べ改善が見られない項目として挙げられており、担い手の高齢化とともに、一人の方が複数の役割を担うなど負担が大きくなっています。そのため、福祉活動を担う人材が各地域組織の役員だけでなく、住民全体へ広がっていくことが求められています。
- そこで、福祉活動に関心をもち、各種福祉講座等を受講された方々が身近な地域で活動できるよう、支援を必要とする地域と活動したい人をつなげていくコーディネート機能を充実させ、住民参加型の福祉活動を目指していきます。

取り組み事業

- ・地域組織や教育機関とボランティアとの団体間の連携による活動支援の強化。
- ・学生や団塊の世代等、世代に応じたボランティア活動の機会提供。
- ・活動者同士の交流会の実施。

3. 助け合いネットワークの強化

①-3

助け合いネットワークの強化

一人ひとりがつながり、支え合うことのできる人づくり

【具体的な施策 5】

○見守りと支え合いの輪を地域に広げます。

- 日々の暮らしの中で、支援を必要とする高齢者や障がい者等を身近なご近所の範囲で把握し、見守り活動を進めることは、災害時における助け合いネットワークとしても有効です。一方で、個人情報保護の観点から支援を必要とする方の情報収集や把握が困難となり、取り組みが広がっていかない課題もあります。
- 支援を必要としている方の困りごとの早期発見・対応につながる一つの手段として「支え合いマップ」の作成やマップを活用した日々の見守り活動を進めるためにも、住民協議会等の地域組織と行政関係部局、社会福祉協議会等の連携により災害時にも強い、支援体制づくりを充実させていきます。

取り組み事業

- ・ 個人情報に関する提供・共有のあり方に関する研修会の実施。
- ・ 支え合いマップの必要性について理解を深める研修会の実施。
- ・ 支え合いマップの作成及び、マップを活用した見守り活動の展開。

【具体的な施策 6】

○災害ボランティアサポートスタッフの活躍の場を広げます。

- 社会福祉協議会は、平成 24 年度より「災害ボランティアサポートスタッフ養成講座」を開催し、災害時におけるボランティアセンター運営を支えていただく担い手を養成しています。
- これまで養成をしたスタッフが地元の防災訓練と協働を図るなど、修了後も防災意識の普及・啓発となる活動や、地域の自主防災組織等との身近なネットワークの強化につなげ、災害時に支え合えるしくみづくりを進めます。

取り組み事業

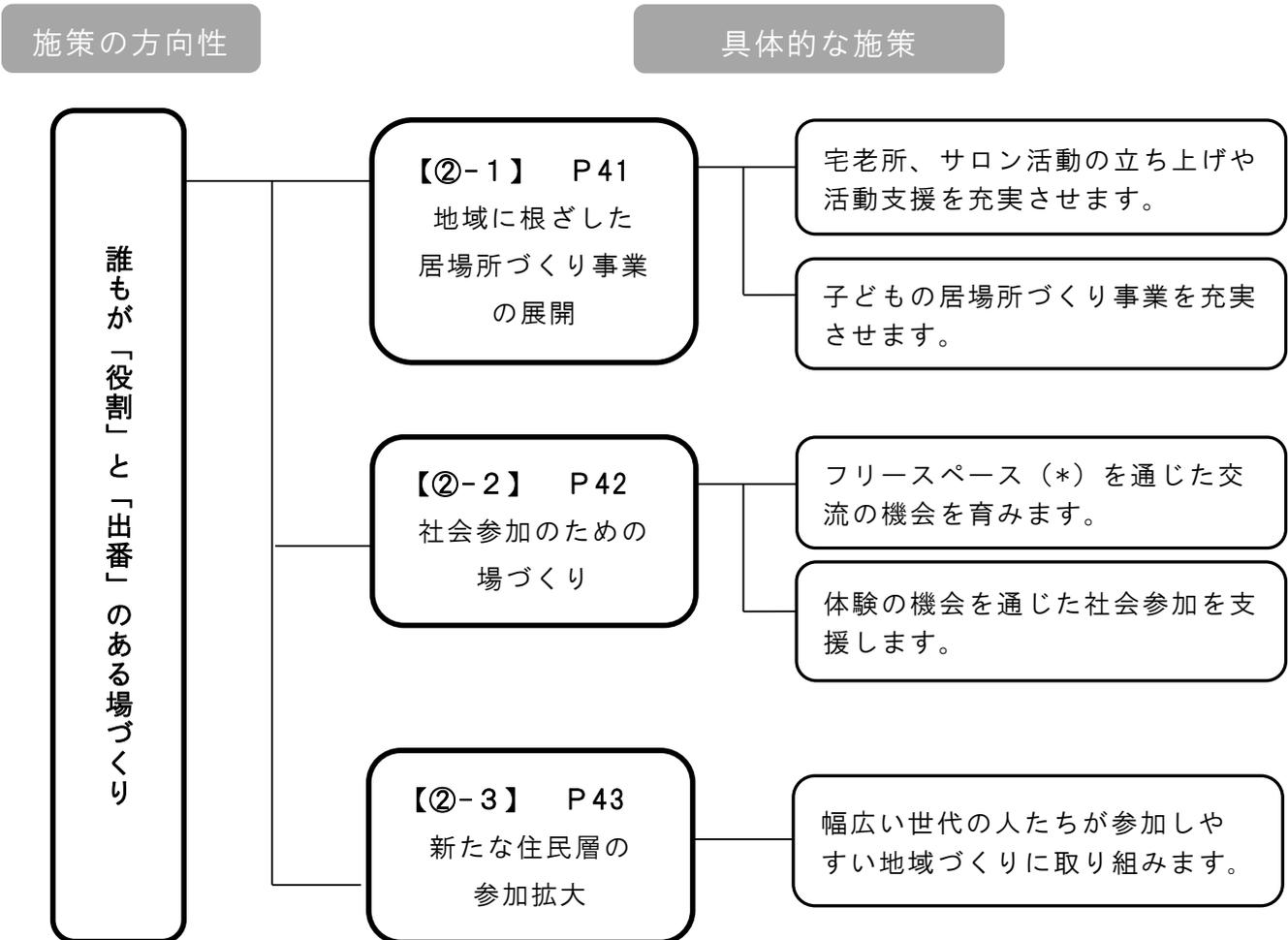
- ・ 災害ボランティアサポートスタッフ養成研修の実施。
- ・ 研修修了者への活動サポート。



アクションプラン②

誰もが「役割」と「出番」のある場づくり

- 近年、様々な要因が重なり、家族の絆や地域でのつながりが希薄になってきているといわれています。市も少子高齢化が進み、単身世帯が増加傾向にあり、地域の絆を強め、人と人のつながりを育むことが重要です。
- そのためにも、幅広い世代の人たちが集い、参加できるテーマを持った出会いの場を企画しながら、家族や友人等との暖かい人間関係の中で、誰もが役割を持ち出番のある場づくりに取り組みます。



1. 地域に根ざした居場所づくり事業の展開

②-1

地域に根ざした居場所
づくり事業の展開

誰もが「役割」と「出番」のある
場づくり

【具体的な施策7】

○宅老所、サロン活動の立ち上げや活動支援を充実させます。

- 市では、身近に集える場所として、高齢者を対象とした「宅老所」や、地域性に
応じた「サロン」活動を展開しており、参加する人々の日々の生きがいづくりや、
安心のある暮らしとしても重要な役割を担っています。一方で、担い手の高齢化
等の理由により、活動の継続が困難になるグループも少なくない中、支援の強化
を図ることが望まれています。
- 既存の集いの場が今後も継続できるよう、担い手の負担感を軽減する支援につい
て検討を図るとともに、集いの場を新しく立ち上げたい人たちの支援や、集いに
参加したい人たちが自分に合う場所を選択できるよう情報の提供をしていきます。

取り組み事業

- ・市内の集いの場に関する活動について把握し、参加を希望する人々へ情報発信を行う。
- ・集いの場へニーズ調査をもとにした活動の継続や新規立ち上げ支援の充実。
- ・ホームページやSNS、広報誌等での活動周知による既存の場の活性化。

【具体的な施策8】

○こどもの居場所づくり事業を充実させます。

- 子どもの居場所づくりを目的として、市内各所で学習支援やこども食堂の活動が
展開されており、地域ぐるみで子どもを見守り、育てる活動への注目が集まって
います。
- 市内の子どもの居場所づくりを運営している団体等をつなぐネットワークを作る
ことで、相互の交流と情報交換を図り、子どもたちが安心して過ごすことのでき
る居場所づくりを充実していくとともに“子どもは地域の宝”として、みんなで
見守ることができる地域づくりを目指します。

取り組み事業

- ・市内の集いの場に関する活動について把握をし、参加を希望する人々へ情報発信を行う。
- ・企業の社会貢献や個人の寄付等を活かして食材等が循環する仕組みづくり。
- ・担い手育成を目的とした研修会の実施。

【具体的な施策9】

○フリースペースを通じた交流の機会を育みます。

- 人と関わってみたい気持ちはあるけれど難しさを抱えている方や、何らかの理由で外に出づらさ等の生きづらさを抱えた方が、誰かと話すことで想いを共有したり、元気を取り戻すことができるフリースペースは市内で限られています。また、そうした人々の存在を一人ひとりが理解し、支援を必要とする人たちへ心を寄せていくことも重要です。
- 新たなフリースペースの開設を支援していくと共に、支援の受け手であった人が担い手としてお互いに支え合っていけるピアサポート機能の充実も図ります。

取り組み事業

- ・ 既存のフリースペース事業におけるニーズ調査、活動支援を行う。
- ・ ホームページやSNS、広報誌等での活動周知による既存の場の活性化。
- ・ ピアサポーター（*）を交えた交流の機会の提供。

【具体的な施策10】

○体験の機会を通じた社会参加を支援します。

- 市では平成27年4月より松阪市生活相談支援センターにおいて、生活のしづらさを抱えた方がその人らしさを保ちながら地域で安心して暮らせるよう、自立に向けた支援を行っています。
- その人にあった支援を進めるためには、既存の福祉サービスの枠組みだけでなく多様な選択肢があることが重要です。相談者一人ひとりの想いに寄り添いながら、作業を通じた人々との交流や様々な体験の機会等を地域や各種団体との協働によりつくることで、自立を支えるしくみづくりを目指します。

取り組み事業

- ・ 地域の中にある社会資源との連携による就労訓練、体験の機会の充実。
- ・ 既存のボランティア団体との連携による社会参加の機会支援。

【具体的な施策 11】

○幅広い世代の人たちが参加しやすい地域づくりに取り組みます。

- 市民が生活する最も基本的な場である地域は、様々な地域福祉に関する問題・課題を解決する場でもあり、幅広い世代の人たちの参加が不可欠です。一方で、地域では様々なイベントや行事が開催されていますが、参加者の固定化も少なくなく、多くの市民に活動への参加の機会を広げていくことが課題となっています。
- これまで福祉に関心の薄かった方々の参加を進めていくためにも、誰もが気軽に参加できるしくみをつくり、地域福祉が身近なものであることを伝える機会を充実させていきます。また、中高生や大学生などの若い人材の力を福祉活動に活かす機会を提供することで、新しい参加者を増やしていきます。

取り組み事業

- ・ ホームページやSNS、広報誌等での活動周知。
- ・ 学生や団塊の世代など世代に応じた福祉活動の機会提供。

アクションプラン③

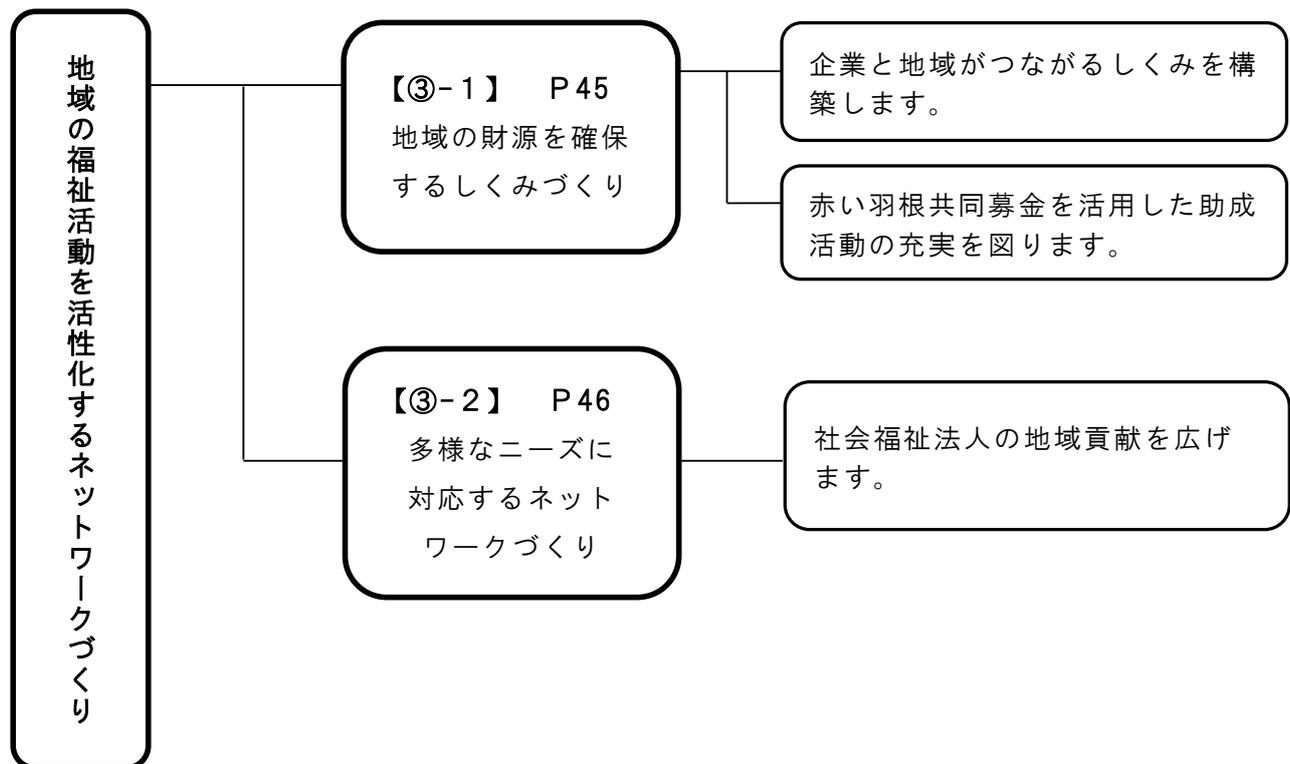
地域の福祉活動を活性化する ネットワークづくり



- 地域のニーズや課題解決に当たっては、行政の力だけではなく、地域住民や社会福祉協議会等の社会福祉法人、市民活動団体や事業者等、多様な主体が枠組みを超えて連携することで、より効果的な対応が可能となります。
- 多様な主体がお互いに足りないものを補完することで地域の福祉力が高まり、関係者との連携によって課題解決につながるようなネットワークづくりに取り組みます。

施策の方向性

具体的な施策



【具体的な施策 12】

○企業と地域がつながるしくみを構築します。

- 近年、多種多様な企業が地域と関わることにより、地域課題の解決と企業のCSR活動(*)の充実が図られる事例が見受けられます。市では、「地域の元気応援事業」を通して、企業がまちづくりのスポンサーとして活動支援する等、ネットワークの構築が広がりつつあります。
- そこで、市内の企業が地域とつながることで、地域福祉活動の一端を担えるような出会いの場となるきっかけづくり等を通じて、さらなる地域の活性化につながるよう企業と地域の開かれた関係を構築します。

取り組み事業

- ・ 企業のもつノウハウや提供できる資源等の調査。
- ・ 企業情報と地域のニーズをつなぐ場づくり（ホームページやSNS、広報誌等での情報発信）。
- ・ 企業の地域福祉活動への参加促進。

【具体的な施策 13】

○赤い羽根共同募金を活用した助成活動の充実を図ります。

- 地域福祉活動の財源の一つとして赤い羽根共同募金があります。共同募金は、募金に協力いただいた地域の福祉活動に活用される募金であり、地域の多様な課題解決のために有効な手立てとして期待が寄せられています。一方で、市における募金額は年々、減少傾向にあり、運動に対する住民の理解と共感を生み出すことが課題となっています。
- そこで、地域や社会の解決したい課題や使いみちを明確にし、その解決を図るための活動資金を募るために募金活動を行い、地域課題の解決につなげる地域課題解決型募金（テーマ型募金）運動を展開したり、従来の募金配分のあり方を見直す等、活動助成の充実を図ります。

取り組み事業

- ・ 地域ニーズに関する調査。
- ・ 地域課題解決型募金（テーマ型募金）運動の展開。
- ・ 共同募金の活用方法に関する周知方法の見直し。

2. 多様なニーズに対応するネットワークづくり

③-2

多様なニーズに対応する ネットワークづくり

地域の福祉活動を活性化するネット
ワークづくり

【具体的な施策 14】

○社会福祉法人の地域貢献を広げます。

- 社会福祉法人には、福祉サービスを提供するだけでなく、住み慣れた地域で暮らし続けるために必要とされるサービスを受けることができない人がないよう、様々な関係者との連携を通じ、多様なニーズに対して柔軟に伝えていくことが求められています。一方で、市内の社会福祉法人における地域貢献の活動実態としては十分に把握されていません。
- そこで、関係者の集まりや既存の活動に関する実態調査等から、課題を共有し、共同で取り組める事案を協議することで、公的サービスでは対応できていない部分を補うインフォーマルサービス（*）の創出を推進しています。

取り組み事業

- ・市内の社会福祉法人が地域に向けて取り組んでいる地域貢献事業についての実態調査。
- ・市内の社会福祉法人関係者が集まる場づくり。
- ・地域のニーズと社会福祉法人の活動マッチング。



第2章

活動計画の進行管理・評価

第1節 進行管理・評価について

- 本活動計画の進行管理・評価は、社会福祉協議会にて行います。項目ごとに年度目標を立て、事業振り返りによる自己評価等を実施します。また、市民からの声や社会福祉協議会内部の評価結果をもとに、計画の進行管理と評価を行い、また必要に応じて見直し、次年度以降の事業推進に反映します。

施策の方向性

一人ひとりがつながり支え合うことのできる人づくり

	具体的な施策／年度	2018	2019	2020	2021	2022
地域福祉教育の推進	福祉の心を育む地域福祉教育推進プログラムの充実を図ります。	プログラムの推進 新プログラムの開発	→	活動見直し コミュニティスクールとの連動	プログラムの推進 交流会の開催	→
	多様性を理解し合えるための交流を育みます。	新プログラムの開発	→ イベントや体験学習の開催	新プログラムの実施	→	→
担い手づくり 福祉活動の	地域ニーズに応じた福祉活動の担い手を増やします。	講座開催 結成支援	→	→	→	→
	地域で活動しやすい環境をつくります。	活動支援	→	交流会の開催	→	→
ネットワークの強化 助け合い	見守りと支え合いの輪を地域に広げます。	研修会の開催	→	活動調査 支え合いマップの作成支援	→	見守り活動への展開
	災害ボランティアサポートスタッフの活躍の場を広げます。	研修会の開催 活動サポート	→	→	→	→

施策の方向性

誰もが「役割」と「出番」のある場づくり

	具体的な施策／年度	2018	2019	2020	2021	2022
居場所づくりに根ざした事業の展開	宅老所、サロン活動の立ち上げや活動支援を充実させます。	活動調査 活動支援 情報発信	交流会の開催			
	子どもの居場所づくり事業を充実させます。	活動調査 情報発信	フードバンク事業の検討 研修会の実施	フードバンク事業の実施		
社会参加のための	フリースペースを通じた交流の機会を育みます。	ニーズ調査 情報発信		交流会の開催		
	体験の機会を通じた社会参加を支援します。	既存ボランティア団体との連携	先進地視察	モデル事業の展開		事業展開
新たな住民層の参加拡大	幅広い世代の人たちが参加しやすい地域づくりに取り組みます。	情報発信		活動見直し	情報発信 活動強化	

施策の方向性

地域の福祉活動を活性化するネットワークづくり

	具体的な施策／年度	2018	2019	2020	2021	2022
地域の財源を確保する	企業と地域がつながるしくみを構築します。	情報発信	活動調査	情報掲示板の検討・設置		
	赤い羽根共同募金を活用した助成活動の充実を図ります。	広報見直し	ニーズ調査 テーマ型募金運動の検討	モデル事業実施	テーマ型募金実施	
多様なニーズに対応するネットワークづくり	社会福祉法人の地域貢献を広げます。		広報強化 活動調査	検討会の場づくり	活動マッチング検討	活動マッチング

松阪市地域福祉計画策定委員会名簿

区 分	氏 名	所属団体・機関
委員長	永 田 祐	同志社大学社会学部社会福祉学科
副委員長	中 山 一 男	粥見住民協議会
委員	伊 藤 文 吾	幸まちづくり協議会
委員	脇 田 博 之	掬水まちづくり協議会
委員	三 井 征 一	射和地区まちづくり協議会
委員	山 本 均	松ヶ崎まちづくり協議会
委員	垣 本 長 生	松尾まちづくり協議会
委員	水 谷 勝 美	豊田まちづくり協議会
委員	田 中 羚 兒	宮前まちづくり協議会
委員	山 本 勝 之	松阪市自治会連合会
委員	松 本 守	松阪市自治会連合会
委員	伊 藤 覚	松阪市自治会連合会
委員	世 古 佳 清	松阪市障害者団体連合会
委員	深 川 誠 子	松阪市障害者団体連合会
委員	上 田 増 夫	松阪市老人クラブ連合会
委員	北 村 富 美 子	松阪市老人クラブ連合会
委員	野 呂 純 一	公益社団法人松阪地区医師会
委員	奥 井 昇	社会福祉法人松阪市社会福祉協議会
委員	大 戸 房 子	松阪市民生委員児童委員協議会連合会
委員	中 村 菊 美	松阪市民生委員児童委員協議会連合会
委員	高 瀬 良 弘	松阪市ボランティア連絡協議会
委員	岡 田 晴 夫	松阪市ボランティア連絡協議会
委員	青 木 道 夫	市民公募

〔 用語解説 〕

用 語	解 説
<p>社会福祉法第 6 条第 2 項 （福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務） （P7 関係）</p>	<p>第 6 条 第 2 項 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。</p>
<p>社会福祉法第 106 条の 3 （包括的な支援体制の整備） （P7 関係）</p>	<p>市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。</p> <p>1 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業</p> <p>2 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業</p> <p>3 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業</p> <p>2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。</p>
<p>フリースペース （P40 関係）</p>	<p>人との関わりづらさのある方等が、その場の参加者同士でコミュニケーションを図ったり、何かしらの創作活動等とともに行うことで、気兼ねのない集まりを体験し、相談できる仲間づくりや社会参加の後押しとなる空間（居場所）のこと。</p>

用 語	解 説
ピアサポーター (P42 関係)	<p>「ピア (peer)」は仲間や同僚という意味があり、ある問題の当事者が同じ問題を抱える者を仲間の立場で支援し合うことをピアサポートという。</p> <p>ピアサポーターは、自らの体験に基づいて、仲間の困りごとや、悩み事を支援する人のことをさす。</p>
C S R 活動 (P45 関係)	<p>C S R (Corporate Social Responsibility) とは、企業が収益を上げ、配当を維持し、法令を遵守するだけでなく、経営資源を使って、人権に配慮した適性な雇用・労働条件、消費者への適切な対応、環境問題への配慮など、企業が市民として製品やサービスを社会に提供するなどの事業活動を行うこと。</p>
インフォーマルサービス (P46 関係)	<p>公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援以外の支援のこと。</p> <p>具体的には、家族や近隣住民、友人、ボランティア、非営利団体 (NPO) などの制度に基づかない援助などが挙げられる。</p>

第3期松阪市地域福祉（活動）計画

- 発行日 平成30年3月
- 発行 三重県松阪市 / 社会福祉法人松阪市社会福祉協議会
- 編集 松阪市健康福祉部地域福祉課
〒515-8515
三重県松阪市殿町1340番地1
TEL:0598-53-4089
FAX:0598-26-9113
E-mail: fuk.div@city.matsusaka.mie.jp
松阪市HP : <http://www.city.matsusaka.mie.jp>

